

官報

号外 昭和二十五年四月十二日

第七回衆議院會議錄第三十六号

昭和二十五年四月十一日(火曜日)

議事日程 第三十四号

午後一時開議

第一 配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出)

第二 旧軍港市転換法案(参議院提出)

●本日の會議に付した事件

公職選挙法案(本院提出、参議院回付)

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第一 配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 旧軍港市転換法案(参議院提出)

議員丹羽彰吉君の逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞は議長に一任するの件(議長発議)

午後二時五十一分開議

○議長(幣原喜重郎君) これより會議を開きます。

公職選挙法案(本院提出、参議院回付)

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(本院提出、参議院回付)

○議長(幣原喜重郎君) 本院提出、公職選挙法案の参議院回付案及び公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の参議院回付案をこの際議事日程に追加して一括議題となすに御異議ありませんか。

○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

公職選挙法案の参議院回付案及び公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案の参議院回付案を一括して議題といたします。

公職選挙法案

右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

(小字及び一は参議院修正)

公職選挙法案の一部を次のように修正する。

で、政令で指定するもの

三 前各号に掲げる者の外事務として委員、顧問、参事その他これらに準ずる職にある者で、政令で指定するもの

衆議院議員の任期満了に因る総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中、その選挙における候補者となることができる。地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期満了に因る選挙が行われる場合においては当該議員、長又は委員がその選挙における候補者となる場合も、また同様とする。

13 地方公共団体の議会の議員は、第一項本文の規定にかかわらず、在職中、他の地方公共団体の

一 衆議院議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の五分の一

二 参議院(全国選出)議員の選挙 通常選挙における議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一

三 参議院(地方選出)議員の選挙 通常選挙における当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の五分の一

四 都道府県及び市の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

五 都道府県知事及び市長の選挙 有効投票の総数の十分の一

六 都道府県及び市の教育委員の選挙 定例選挙における委員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一 但し、選挙すべき委員の

議会の議員の候補者となることができる。

14 3 第一項本文の規定は、同項第一号及び第二号に掲げる者並びに前二項に規定する者がその職に伴い兼ねている国又は地方公共団体の公務員たる地位に影響を及ぼすものではない。

(供託物の没収)

第九十三條 公職の候補者の得票数が、その選挙において、左の各号の区分による数に達しないときは、前條の供託物は、衆議院議員及び参議院議員の選挙にあつては、国庫に、都道府県の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては、当該都道府県に、市の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては、当該市に、帰属する。

挙にあつては、公職の候補者一人について百枚

2 前項のポスターには、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の検印を受けなければならない。但し、参議院(全国選出)議員の候補者のポスターについては、本人の申請により、全国選挙管理委員会が承認した場合は、都道府県の選挙管理委員会の検印を受けることができる。

3 第一項のポスターは、タブロイド型(長さ四十一センチメートル、市二十八センチメートル)を超えてはならない。

(交通機関の利用)

第百七十六條 衆議院議員、参議院

○議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内(参議院全国選出議員の選挙においては、その候補者の希望する都道府県の区域内)において、日本国、国、都道府県、地方鉄道、軌道、一

般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、公職の候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚(参議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通用するものに限る)の特殊乗車券の交付を受けることができる。なお、参議院(全国選出)議員の選挙においては、無料で全国通用の国

際により、在の各号の中いれかの一の号に有鉄道の回数券十五枚の交付を受けることができる。

一 当該候補者の希望する都道府県を単位とし

て通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の回数券十五枚

二 当該候補者の希望する都道府県を単位として通用する特殊乗車券十五枚及び全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券三枚

三 全国通用の日本国有鉄道の特殊乗車券六枚及び回数券の交付を受けた者は、公職の候補者たることを辞したときは、直ちにこれを返還しなければならない。

(出納責任者の支出権限)

第百八十七條 立候補準備のために要する支出及び公職の候補者又は出納責任者と意思を通じないでする支出を除く外、選挙運動に関する支出は、出納責任者(出納責任者に代つてその職務を行う者を含む)でなければすることができない。但し、出納責任者の文書による承認を得た者は、この限りでない。

2 立候補準備のために要した支出で公職の候補者若しくは出納責任者となつた者が支出し又は他の者がその者と意思を通じて支出したもののについては、出納責任者は、その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならない。

公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十五年四月七日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 幣原喜重郎殿

(小字及び一は参議院修正)

一 関係法令の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する

目次

第一章 関係法令の廃止及び整理等(第一條―第十一條)

第一條 (廃止法令)

第二條 (政治資金規正法の一部改正)

第三條 (地方自治法の一部改正)

第四條 (教育委員会法の一部改正)

第五條 (刑事訴訟法施行法の一部改正)

第六條 (最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第七條 (農地調整法の一部改正)

第八條 (漁業法の一部改正)

第九條 (地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第十條 (検察審査会法の一部改正)

第十一條 (全国選挙管理委員会法の一部改正)

第二章 公職選挙法の施行に伴う経過規定(第十二條―第二十六條)

第十二條 (従前の選挙の効力)

第十三條 (従前の手続、処分等の効力)

第十四條 (現に住所を有しない市町村において選挙権を有している者の選挙権等)

第十五條 (従前の選挙人名簿の効力)

第十六條 (参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)

第十七條 (船員の基本選挙人名簿の特例)

第十八條 (参議院議員の通常選挙における選挙公堂の特例)

第十九條 (従前の規定により選挙された教育委員会の委員が欠けた場合等の新法の適用)

第二十條 (従前の規定による教育委員会の補充委員)

第二十一條 (教育委員会があらたに設置された場合の委員の選挙の施行)

第二十二條 (新法施行前に公示又は告示のあつた選挙の特例)

第二十三條 (新法施行前に選挙を行うべき事由が生じた場合の選挙期日の特例)

第二十四條 (新法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第二十五條 (従前の衆議院議員選挙区と公職選挙法別表第一との関係)

第二十六條 (経過規定の委任)

第三章 関係法律の整理等に伴う経過規定(第二十七條―第三十二條)

第二十七條 (改正前の選挙、投票、手続等の効力)

第二十八條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第二十九條 (改正前の違反行為に対する従前の罰則の適用)

第三十條 (改正前の農調法、漁業法により調製した選挙人名簿の効力)

第三十一條 (改正前に告示のあつた選挙又は投票の特例)

第三十二條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十三條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十四條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十五條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十六條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十七條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十八條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第三十九條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十一條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十二條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十三條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十四條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十五條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十六條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十七條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十八條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第四十九條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十一條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十二條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十三條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十四條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十五條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十六條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十七條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十八條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第五十九條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十一條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十二條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十三條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十四條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十五條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十六條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十七條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第六十八條 (改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

(5) 第七十九條中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(6) 第八十四條但書中「第五十八條第五項」を「公職選挙法第百條第四項」に改める。

(7) 第八十五條第一項中「第四章の規定を公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

(8) 第九十條第二項及び第九十一條第三項中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(9) 第九十二條第二項中「地方公共団体の有給の職員を地方公共団体の議会の議員及び有給の職員」に改める。

(9)(10) 第九十三條第二項から第四項までを次のように改める。
前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に變動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八條第一項並びに第二百六十條第一項及び第二項の定めるところによる。

(10)(11) 第一百十八條第一項中「第三十二條第四十一條及び第五十五條(普通地方公共団体の長の選挙に関する部分を除く。）」を「公職選挙法第四十六條、第四十八條、第六十八條第一項及び普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五條」に改める。

(11)(12) 第二百二十七條第一項中第一号から第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(12)(13) 第二百二十八條を次のように改める。
第二百二十八條 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二十九條第一項若しくは第二百六十六條第三項の訴願の提起、第二百七十七條第一項、第二百七十九條第一項若しくは第二百八十二條第一項若しくは第二百八十三條第一項の訴願の提起に対する決定、裁決若しくは判決又は前條の規定による決定若しくは判決が確定するまでは、その職を失わぬ。

(13)(14) 第二百四十條第二項を次のように改める。
前項の任期の起算については、公職選挙法第二百五十九條の定めるところによる。

(14)(15) 第二百四十三條第一項中「第二百四十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(15)(16) 第二百四十四條を次のように改める。
第二百四十四條 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第二百二條第一項若しくは第二百六十六條第一

(16)(17) 第二百六十四條中「第二十條」を「公職選挙法第十一條第一項」に改める。
第二百六十六條第一項及び第二百六十八條第五項中「第二十一條第二項に掲げる職を」を「検察官、警察官若しくは收税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員若しくは警察官吏」に改める。

(17)(18) 第二百六十六條第一項及び第二百六十八條第五項中「第二十一條第二項に掲げる職を」を「検察官、警察官若しくは收税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員若しくは警察官吏」に改める。

(18)(19) 第二百八十四條第一項中「第二百四十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(19)(20) 第二百八十三條第六項及び第二百八十二條第一項中「第四章の規定」を「公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

(20)(21) 第二百六十三條を次のように改める。
第二百六十三條 創除

(21)(22) 第二百七十七條中「第十八條、第二十二條第七項」を削る。

(22)(23) 第二百七十九條を次のように改める。
第二百七十九條 創除

(23)(24) 第二百九十六條第二項を次のように改める。
前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八條の定めるところによる。

(24) 漁業法の一部改正
第八條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
(1) 第八十七條を次のように改める。
(欠格者)
第八十七條 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。
一 二十年未満の者

(2) 第八十九條第五項を次のように改める。
5 公職選挙法第三十二條から第三十五條まで及び第三十條(基本選挙人名簿)の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替へるものとする。

第二十二條第一項	十一月五日	三月二十日
第二十五條第一項	十二月二十日	五月五日
第二十五條第二項	十二月十九日	五月四日

(3) 第九十一條第二号を次のように改める。
二 候補者でない者又は第八十七條第二項若しくは第三項の規定により候補者となることができない者の氏名を記載したもの
第九十二條中「地方自治法第五

二 公職選挙法(昭和 年法律第 号)第十一條第一項(選挙権及び被選挙権を有しない者)に規定する者
2 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選挙長並びに選挙事務に關係のある官吏及び吏員は、在職中、その關係区域内において、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることのできない。
3 裁判官、検察官、会計検査官、收税官吏、警察官、公安委員会の委員及び警察官吏は、在職中、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

(2) 第八十九條第五項を次のように改める。
5 公職選挙法第三十二條から第三十五條まで及び第三十條(基本選挙人名簿)の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替へるものとする。

百七條に改める。
(5) 第九十三條第一項中「地方自治法第五十五條第一項但書」を「公職選挙法第九十五條第一項但書」に改める。
(6) 第九十四條を次のように改める。
(公職選挙法の準用)
第九十四條 公職選挙法第十條第二項(被選挙人の年齢の算定方法、第十七條(投票区)、第十八條第一項、第二項、第四項(開票区)、第三十三條第一項から第四項まで、第三十四條第一項、第三項から第六項まで(選挙期日)、第六項(投票)(第三十五條、第三十六條、第三十八條第四項及び第四十六條の規定を除く。)、第七章(開票)(第六十二條第四項から第六項まで、第十項但書、第十二項及び第六十八條の規定を除く。)、第八章(選挙会及び選挙分会)(第八十一條の規定を除く。)、第八十六條第一項から第三項まで、第七項、第八項、第九十條、第九十一條(候補者)、第十章(当選人)(第九十六條から第九十八條まで及び第九十四條の規定を除く。)、第百十一條(欠けた場合の通

知)、第百十六條(委員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第三項本文、第百三十二條から第百三十八條まで、第百六十一條第一項、第三項、第四項、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二條第二項、第二百四條、第二百六條、第二百六條第二項、第二百八條、第二百十條及び第二百十二條の規定を除く。)(及び第十六章(罰則)(第二百三十五條、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。)(の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会の委員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十條第二項	前項各号
第四十八條第一項	第四十六條第一項及び第六十八條第一項
第四十九條	第四十六條第一項、第五十條及び前條
第六十七條	第六十八條

知)、第百十六條(委員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第三項本文、第百三十二條から第百三十八條まで、第百六十一條第一項、第三項、第四項、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二條第二項、第二百四條、第二百六條、第二百六條第二項、第二百八條、第二百十條及び第二百十二條の規定を除く。)(及び第十六章(罰則)(第二百三十五條、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。)(の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会の委員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第七十六條	第六十二條	第六十二條第一項から第九項まで、第七項から第十項本文及び第十一項
第九十條	前條	漁業法第八十七條第二項又は第三項
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	漁業法第八十七條第二項又は第三項
第百十一條第一項	その地方公共団体の議会の議長から	その海区漁業調整委員会の会長から
第百十六條	第百十條第一項又は第百十三條第一項	漁業法第九十二條第二項若しくは第四項又は第九十三條第二項
第百三十五條	第八十八條に掲げる者	漁業法第八十七條第二項に掲げる者
第百三十六條	左の各号に掲げる者	漁業法第八十七條第三項に掲げる者
第百四十一條第二号	第百三十五條又は第百三十六條	漁業法第九十四條において準用する第百三十五條又は第百三十六條
第百五十一條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。)	漁業法第九十四條において準用する第百四十六條に掲げる罪(第二百四十五條の罪を除く。)
第百五十四條	第二百四十四條	漁業法第九十四條において準用する第百四十六條に掲げる罪(第二百四十五條の罪を除く。)
第百五十二條	本章に掲げる罪(第二百四十四條、第二百四十五條及び第二百四十六條の罪を除く。)	漁業法第九十四條において準用する第百四十六條に掲げる罪(第二百四十五條の罪を除く。)

(7) 第九十七條第一項中第一号から第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に、同條第五項中「第一項又は前項の規定による決定又は判決」を「第九十四條において準用する公職選挙法第十五章の規定による異議の申立若しくは訴訟の提起に対する決

(8) 第九十八條中「総選挙」を「一般選挙」に改める。
(9) 第百三十五條中、処分の下に「選挙に関する処分を除く。」を加える。
(船員の基本選挙人名簿の特例)
第十七條 船員で前條第一項の規定による補充選挙人名簿調製の日の現在により公職選挙法第二十六條

第一項に規定する住所に関する要件を具備しないもので且つその日まで引き続き三箇月以來船舶所有者に雇用されているものとあるときは、市町村の選挙管理委員会、同法第二十一條の例により、前條第一項の政令の定める日の現在で、その者を登録する選挙人名簿を調製しなければならない。
2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。
3 第一項の規定により調製した選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有し、且つ、公職選挙法の規定により調製した基本選挙人名簿とみなす。
(参議院議員の通常選挙における選挙公営の特例)
第十八條 公職選挙法施行の後初めて行つた参議院議員の通常選挙に関する同法の規定の適用については、同法第四十九條第一項中「一回(参議院全国選出議員の選挙にあつては二回を限りとする。一回を限りとする。と第百六十八條第二項中「五百」とあるのは「三百」と読み替へるものとする。

(従前の規定により選挙された教育委員会の委員が欠けた場合等の新法の適用)
第十八條 従前の教育委員会法の規定により選挙された都道府県又は市町村の教育委員会の委員について、公職選挙法第九十條第四号から第六号までの事由若しくは欠員が生じた場合においては、従前の規定による有効投票をもつて同法に規定する有効投票とみなし、同法の規定を適用する。
(従前の規定による教育委員会の補充委員)
第十九條 従前の教育委員会法の規定により教育委員会において選任

された補充委員で公職選挙法施行の際現にその職にあるものは、同法の規定にかかわらず、同法第二百六十條にいう補充委員とみなし、その委員は、直近に行われる定例選挙の期日の前日まで在任する。

2 前項の委員が欠けた場合においては、公職選挙法第二百十二條第三項及び第四項の規定を適用せず、同法第二百十三條第四項の規定により補充選挙を行わなければならない。

(教育委員会があらたに設置された場合の委員の選挙の施行)

第二十二條 公職選挙法施行の後あらたに教育委員会を設置しようとする市町村が初めて行う教育委員会の委員の選挙は、教育委員会を設置しようとする年の十月五日に、任期四年の委員の選挙と任期二年の委員の選挙とを一の選挙をもつて合併して行う。

(新法施行前に公示又は告示のあつた選挙の特例)

第二十一條 公職選挙法施行の際従前の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、地方自治法又は教育委員会法の規定によりその選挙の期日を公示又は告示してある選挙に關しては、なお従前の規定による。

2 前項に規定する告示のあつた地方公共団体の長の選挙につき、従前の地方自治法第六十五條第一項の規定により更に選挙を行うことが必要となつた場合においては、その選挙に關しても、なお従前の規定による。

第二十二條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙につき、これを行うべき事由が公職選挙法施行前に生じ、且つ、同法の規定により選挙を行うべき事由に該当するものについて、まだその選挙の期日の告示をしてない場合においては、その選挙の期日は、従前の規定により定めるものとする。

(新法施行の際係属中の争訟に關する従前の規定の適用)

第二十三條 従前の衆議院議員選挙法、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律、参議院議員選挙法、地方自治法、教育委員会法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令の規定による争訟で公職選挙法施行の際現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴訟又は裁判所に係属している訴訟は、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新法施行前に行われた選挙等に關してした行為に対する従前の罰則の適用)

第二十四條 公職選挙法施行前に行われた衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙に關してした行為に対する罰則の適用については、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第二十一條に規定する選挙に關してした行為に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。

(従前の衆議院議員選挙区と公職選挙法別表第一との関係)

第二十五條 公職選挙法別表第一は、昭和二十四年十二月一日現在の調査に基き、都、市の衆議院議員選挙法別表中の郡、市、区又は支庁につき、その名称の変更又はこれらの設置若しくは廃止に伴う整理をしたにすぎないものであつて、選挙区に關しては、従前の衆議院議員選挙法の規定による選挙区の範圍をいささかも変更するものではない。

2 前項の規定は、公職選挙法施行後において、同法第十三條の規定の適用を妨げるものではない。

(経過規定の委任)

第二十六條 第十二條から前條までに定めるものの外、公職選挙法の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

第三章 関係法律の整理等に關し経過規定

(改正前の選挙、投票、手続等の効力)

第二十七條 改正前の農地調整法、漁業法、地方自治法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令によつてした選挙、請求若しくは投票又はこれらに關する手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの法律又はこれらの法律に基く命令中の相当する規定によつてしたものと同みなす。

(改正法施行の際係属中の争訟に關する従前の規定の適用)

第二十八條 改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法若しくは漁業法又はこれらの法律に基く

命令の規定による争訟で本法施行の際現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴訟又は裁判所に係属している訴訟は、前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(改正前の違反行為に対する従前の罰則の適用)

第二十九條 本法施行前にした行為で改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法又は漁業法に違反するものに対する罰則の適用については、第二十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第三十一條に規定する選挙又は投票に關してした行為に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。

(改正前の農調法、漁業法により調製した選挙人名簿の効力)

第三十條 改正前の農地調整法の規定により調製した市町村農地委員会委員選挙人名簿又は改正前の漁業法の規定により調製した海区漁業調整委員会委員選挙人名簿は、改正後のこれらの法律の規定により調製したものとみなす。

2 前項の市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日までその効力を有する。

(改正前に告示のあつた選挙又は投票の特例)

第三十一條 本法施行の際改正前の農地調整法、漁業法又は地方自治法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に關しては、なお従前の規定による。

(改正法施行の際係属中の争訟に關する従前の規定の適用)

(公団の職員を兼ねてゐる者の特例)

第三十三條 本法施行の際二以上の地方公共団体の議会の議員を兼ねてゐる者については、これらの職を兼ねてゐる間に限り、第三條に規定する地方自治法第九十二條第二項の改正規定を適用しない。

(経過規定の委任)

第三十二條 第二十七條から前條までに定めるものの外、改正法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

○議長(幣原喜重郎君) 採決いたします。阿案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

○議長(幣原喜重郎君) 日程第一、配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案(内閣提出)

第一 配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案

公団法（昭和二十二年法律第二百二号）第十九條第五項及び配給公団法（昭和二十二年法律第五十六号）第二十條第五項の規定にかかわらず、食料品配給公団及び飼料配給公団にあつては昭和二十四年度以降の剰余金を、配炭公団にあつては昭和二十三年以降の剰余金を、それぞれ大蔵大臣の承認を経て、当該公団の損失金の補てんのために使用することができる。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前尾三郎君登壇〕

○前尾三郎君 たいだいま議題となりました配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

この法案は、配炭公団、食料品配給公団及び飼料配給公団の損失金補填の財源に、まず公団が国庫に納付すべき剰余金を充て、それでもなお損失金が残りまする配炭公団に對しましては、一般会計からの交付金をもつてその損失金補填の財源に充てることとするために提出されたものであります。すなわち配炭公団につきましては、昭和二十四年九月十五日に解散し、清算に入つておるのでありますが、その損失金は目下のところ百十九億四千五百万円と予想されるのであります。この損失金の補填財源として、まず昭和二十三年以降の国庫に納付すべき未拂い剰余金七十五億八千八百万円を充

て、なお不足する四十三億五千七百万円につきましては、同額を限り、昭和二十五年年度において一般会計から同公団に交付いたそうとするものであります。次に食料品配給公団、飼料配給公団の二公団につきましては、昭和二十四年度末に解散して、昭和二十五年年度中に清算終了の予定であります。その損失金は目下のところ、一億一千六百五十万七千四百及び五千九百九十八万一千円と予想されるのであります。これら損失金の補填財源として、昭和二十四年度以降の国庫に納付すべき剰余金を充て、充當いたさうとするものであります。この法案は以上の趣旨を内容としておるものであります。

この法案は、三月二日、本委員会に付託されました。四日政府委員より提案理由の説明を聴取し、二十三日より数日にわたり、各委員より、三公団の損失発生原因、経済調査庁が公団について行つた調査の概要及び不正事実の内容等について熱心なる質疑が行われ、政府委員よりそれ／＼答弁があらわされたが、質疑応答の詳細については速記録に譲りたく存じます。

次いで四月七日討論に入り、まず、竹村委員は共産党を代表して、損失の責任を公団の組織に歸し、不足の穴埋めを一般会計でやり、不正をさらに助長するやうなやり方には反対である旨を述べられ、甲木委員は自由党を代表して、配炭公団の損失は事業の運営上やむを得ず生じたものであり、この際これを補填しないものと各方面に致命的な打撃を與えるものである旨を述べて賛成の意を表せられ、橋本委員は民主黨を代表して、公団の経営放漫、解散当時の不始末によつて生じた欠損を一般会計をもつて補填することは反対である旨を述べられ、川

島委員は社会黨を代表して、政府の監督不行届、公団首脳部の無責任の穴埋めをすることは納得できぬものがある旨を述べて反対の意を表せられました。次いで四月八日、この法律の施行日に関し次のような修正案が提出いたしました。修正案を朗讀いたします。

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案に對する修正案

配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律の一部を次のように修正する。

附則

この法律は、公布の日から施行し昭和二十五年四月一日から適用する。

以上が修正案であります。この修正案が提出いたしましたのは、この法律の施行日が四月一日となつておりまして、すでに経過いたしておるためであります。

次いで、本案並びに修正案を一括議題として、討論を省略し採決いたしましたところ、本案は修正案のごとく修正議決いたしました。

以上御報告申し上げます。

○議長（幣原喜重郎君）討論の通告があります。順次これを許します。勝間田清一君。

〔勝間田清一君登壇〕

○勝間田清一君 私は、日本社会黨を代表いたしまして、たいだいま上程されました配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案に反対をいたしたいと存するのであります。

現在の政府がいわゆる自由主義経済を主張せられて、その政策の綱領とせられる点につきましては、もちろん私も批判は持つておりますけれども、その考え方自身については了了するものがあつてあります。しかしながら、私どもがほんとうにお願いをいたしたい事は、統制から自由への政策をもし政府が実行せられるというのであります。私は、あくまでもその自由主義政策によることの責任を現政府は感じていたいただきたいこととあります。同時に、それをになう自由党の諸君にいたされまして、私はあくまでも責任を伴つたところの果敢なる政策にしたい。過般の薪炭需給特別会計における赤字の問題に引き続きまして、この際再び配炭公団の赤字を百数十億にこし出して、そのうち四十三億をいわゆる国民の税金であるところの一般会計から支出せんとする態度に對しましては、遺憾ながら私も賛成することができないのであります。

問題の中心はどこにあるかと申します。ならば、私は統制を撤廃して自由にする過程の問題だと考えるのであります。すなわち、一歩わ／＼が退いて、当時の物資の不足あるいは敗戦後における工場生産の破滅という状態の中において統制がやむを得なかつた、しかしして漸次生産が回復し、需給が調節せられて、そこに統制撤廃の時期が生れたといつたとしても、いかにして統制を撤廃するか時期と技術の問題はあくまでも自由党の諸君が責任を負うべきものであると考えるのであります。特に現在の石炭統制の撤廃におきましても、従来その時期におきましては、あるいは時期尚早であるのではなからうかといふ非難も多々起つて参つたのであります。特に一面において、石炭の生産が強く要望せられておつた當時に、自由党の諸君はこれを早期に撤廃せんといつたのであります。

が、その過程において起つたところの問題は、中小炭鉱に對する重大な犠牲と、それからもう一つは、當時のいわゆる優良炭鉱の非常に一方的な利益とが保証せられたにすぎなかつたのであります。統制撤廃が行われるという報告が伝わるやいなや、これらの炭鉱は、売れないやうな石炭をどん／＼配炭公団に売りつけて、配炭公団にうす高く山と積んでおつたといふことは、これはまぎれもない事実であります。かかる事実と、さらにわれ／＼が心配いたします問題は、これらの事態に處するに對して、公団それ自身の組織がきつめて非民主的である点であります。官僚に縛られておりましたために、時宜に適切な政策をとることができない、こういう事態がこの赤字を一層増大せしめた原因に相なつてゐると考えるのであります。

われ／＼は、現在の公団組織が悪いものと考えるものでは断じてございせん。現在の石炭の状態においては、むしろこれを強化し、これを拡大せしむる必要さえ痛感するものであります。しかしながら、現在当面しておるこの全公団の危機の問題は、われ／＼はあくまでも現政府の責任であると考えるものであります。

さらにこの際私どもの一言いたしたい事は、この百数十億の赤字を補填する場合において、何ゆゑにその経理内容を国民の前に明確にしないかといふこととあります。われ／＼が聞くところによりますと、経済安定本部の経済調査庁においても、公団一切の経理を調査した結果、その内容のきわめて憂うべき事態に對して、この発表さえあえてできない状態にあるといふこととあります。現在国民が知つたがつかつておることは、何ゆゑに赤字が出てお

るか、公団が国家経済の上においていかに合理的に運営されているかの問題であると考へるのではありません。この問題を明確ならしめずして、いたずらに損失を出し、いたずらに一般会計によつて負担せんとするのは、国民にその蒙をしいんとするものであります。

さらに私ども最後に一言いたしたいと存じます。まだ今後七公団が存在するのではありません。これらの公団の経理をいかに合理化して行き、またいかにして赤字を未然に防ぐかといふことは、私は現政府の重大な責任であると考えらるものであります。従つて今日、あるいは新炭特別会計といひ、あるいは配炭公団の赤字といひ、すべての業績にかんがみて、七公団の今後の経理に對して重大なる警告を發して私の反對討論を終りたいと存するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 甲木保君。

〔甲木保君登壇〕

○甲木保君 私は、ただいま上程されました配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案に對して、自由党を代表して賛成の意を表するものであります。

野党諸君が指摘されるがごとく、この損失金に對して国民の税金をもつて補填せんとすることは、われ／＼といひましたし、必ずしも本意ではありませんが、もしこのまま放置せんか、さすれば復興途上にある産業並びに経済上大に支障を来すおそれがあるのであります。

そも／＼配炭公団は、昭和二十二年三月、供給の過度に不足せる石炭及びコークスの需給調整機関として設立せられたのであります。終戦後、わが国経済構想の根幹は公正なる取引の確保に置かれ、私的独占は嚴重に禁止せられておるのであります。従つて、統制

を必要とする場合は、政府みずから、またはその代行機関をして行わしめることとなつており、公団なる特殊な企業形態が考案されたのであります。この配炭公団は、その設立の趣旨に沿つて、価格の公正及び安定化、適正配炭の確保等、流通面においてその職責を果して来たのであります。ここに損失金百九十九億四千五百萬円の赤字を出したことは、まことに遺憾にたえない次第であります。この百九十九億四千五百萬円の損失予想に對しては、二十三年度以降の国庫に納付すべき未拂い剰余金七十五億八千八百萬圓を充て、これを差引くと、二十五年一般会計から交付すべき金額は、四十三億五千七百萬圓と相なるのであります。この損失金の内容を調査してみますと、次の三点があげられるのであります。

まず第一に、公団末期において異常貯炭をしなければならなかつたので、新規に貯炭場をつくつたが、新地のため、地入り、土砂混合等で欠斤とせざるを得ぬものが相當あること、また著しい風化で商品価値を失ひ、あるいは自然発火のため売れなくなるものも出てきて、やむなく廃棄せざるを得なくなつたものや、その他特に炭質の低下のごときものがはなはだしいのであります。

第二に、最近の生産炭は品質が向上しているのに対して、公団の石炭は、長期貯炭により品質が非常に低下している。特に統制撤廃後は下級炭の市場相場が大幅に低下している実情であるから、大部分が低品位炭である公団の貯炭は、買入れ当時の価格より相當に値下げて売却して行かなければならぬにもかかわらず、かくのごとき低品位炭を使うような中小企業が現在では活発でないから、なか／＼さばけないのであります。

第三は、配炭公団は政府の計画に基いて配給を行う單なる配給実施機関であつたため、民間会社のごとく得意先の選抜が自由にできなかったこと、並びに指定生産資材割当規則で、割当公文書の呈示があつた場合はその荷渡しの拒否ができなかつたため、自然売掛金は増加せざるを得なかつたのであります。また輸出不振、産業界の金融難等から、やむなく事業の縮小あるいは廃止せるものが続出して来たため、これが回收不能を生ずるに至つたのであります。

野党諸君の指摘されるがごとく、損失金の生じた原因が公団の運営方針の誤りまたは不正によるものとすれば、それは現吉田内閣のみならず、片山、芦田両内閣時代の政治的責任も追究されなければならぬのであります。かりに本案が不成立となつた場合の影響を考慮いたしますならば、これら債務残額の大部分を占める、認証手形による融資銀行への支拂いはもとより、貿易公団への支拂い不能をもたらし、その結果は手形の振出人たる生産業者への請求という形で相なる今日金融逼迫に困窮している石炭生産業者に對しては金繰り上致命的な打撃を與え、産業の基礎資源たる石炭産業の破綻を導くのではないかと思ふのであります。また貿易公団への未拂いは貿易特別会計への繰入れ不能を生じ、ひいては見返り資金の活用にも自然支障を来すおそれがあるのではないかと考えられるのであります。

以上のような産業並びに財政政策上支障を来す点を十分考慮いたしますと、この損失の金額補填は事情やむを得ないものと存じ、われ／＼自由党は本案に對して賛成いたす次第であります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 橋本金一君。
〔橋本金一君登壇〕

○橋本金一君 ただいま議題となりまして配炭公団の損失金補てんのための交付金等に関する法律案につきましては、民主党を代表いたしまして反対をいたす次第でございます。

反対の理由をいたしましては、今回の損失百九十九億余萬圓は、不可抗力によつて生じたものはほとんど何もないのであります。第一は経営の無責任により、あるいはまた不当なる支出により、さらに廃止直前におきまして不正なる取引によつて生じたものが大半をなしておるのであります。その二、三の内容を明らかにいたしたいと存じます。

各種公団の経営並びに会計経理につきましては、すでに昨年の春以来相當問題と相なつておつたのであります。が、とりわけ配炭公団が昨年の九月十五日に廃止になるといふことが各方面に伝わり、八月上旬より出荷がますます上昇をいたして参つたのであります。さらに八月中旬に参りますと、非常に出荷が増大したと参りました。その間調査いたしますと、当時山元においては駐在員が検炭検査をいたしておつたのであります。が、八月半ば以後におきましては、これが検炭検査をいたさずして日々多量の出荷を見るに至りました結果、遂には従来の貯炭場が不足をいたしまして、最後に廃止當時におきましては二千有余箇所と相なつたのであります。

一体、この二千有余箇所の貯炭場に積みまされた炭は約五百萬トンと稱しておりますが、何がゆゑに貯炭場があるいは輸送をなす者、あるいはまた生産者のかつての場所を選ばれたかといふところ、一つの問題があるのであります。ことさらに二千有余箇所の貯炭場が地理的に不便なところを選ばれた原因は、御承知の通り、輸送会社にお

きまして、荷役会社におきまして、あるいは山元駐在員に至りまして、すべて従来の業者関係によつて組織をせられておつたのであります。かような点において、輸送をいたす上において、荷役をする上において、奥出し料と稱しまして、不便なところは地理的關係によつては特別運賃を支出しなければならぬ建前になつておりました關係上、ことさらにかような方面に貯炭をいたしたという事実があるのであります。ここにおいて、五百萬トン以上の滞貨は、遂に廃止後におきましていろいろ清算人によつて調査いたしますと、五百萬トンのうち約十三萬三千トンの欠斤をいたして来たのであります。十三萬三千トンの欠斤は、金額に直して約三十一億、さらに無検査、あるいはまた最後に至つてかように厩大に搬出した結果、まことに悪質炭が増大して参りまして、品位は低下し、これら悪質炭のために値下りをいたしました損害が約三十六億になつたといふのであります。

さらにははなはだしきにおきましては、配炭公団の保險契約の濫用であるのであります。配炭公団の保險契約をいたしております代理店は、さきの職員にして理事、監事を勤めておりました者によつて千代田商事会社を組織いたし、それによつて配炭公団の契約金、支拂金は六億圓を超えていたと存するのであります。その間六億以上の保險金を支拂いつつ、あるときにおいては茨城県において、あるときにおいては秋田県において、数箇月の間、石炭がえん／＼として自然発火をしておるにもかかわらず、何らこれを処置するところの手段を設けず、しかも六億以上の支拂金を出しながら、これに對する補償金は、ちょうど二年三箇月の間にわずか七千萬圓に過ぎないのでござい

ます。かような不当支出、かような無責任によつて生じたものが、先ほど申しました百十九億のうち、未拂剰余金を差引きますと四十三億以上に相なるのであります。

私どもは、この四十三億をもつて、ただ単に反対をするというよりも、かような不始末が、すでにたくさんある公団を廃止せんとする前に、しかも廃止せられたところの薪炭需給調節特別会計においてすら五十四億七千万円となり、あるいは肥料公団に、あるいは飼料公団にこれらを最近補填いたしたる金が百一億三百余万円と相なつておるのであります。百一億三百余万円と申しますと、御承知の二十五年度の勤勞所得税であり源泉所得税でありますものが九百八十億に達しておるのであります。勤勞所得税より見ますと、この損害は約一割一分に相当いたしますのであります。一方に過重の負担に苦しみ、しかもそれに對して賃金ベースの改訂ですら困難なりとしてたな上げしている最中に、これら一部の利得のために、一割一分に相当するものをさらに勤勞者に課する結果になることに思いをいたしますならば、私どもは、かかる案に對しましては、絶対反対せざるを得ないのであります。

以上をもつて反対の理由といたします。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) 竹村奈良一君。

○議長(幣原喜重郎君) 竹村奈良一君。

○竹村奈良一君(登壇) 私法、日本共産党を代表いたしまして、本法案に反対するものであります。

現在配炭公団は、百十九億四千五百万円の赤字がありまして、従つて、これらの各公団が政府に納入せねばならないところの従来の剰余金をもつ

てこれが不足に充当し、なお不足金四十三億五千七百万円に限つて政府は一般会計から交付するといふのでありますけれども、これが委員会の説明によりますと、この赤字といふものは、はつきりしたものでないものであります。ただ推定に基いて、なおこれが赤字だと言われているのであります。

つまり、今後どれだけ不足するかわからない、ただ推定によつてこの法案が提出されておるのであります。たとえば先般伝えられましたところの飼料公団における浮貸し等の不正による数千万円の損失金もこの中に見込まれておりませう。配炭公団における現在の売掛金の未收十六億円の中には、いまだどうなるかわからない分が相当含まれているのがこの現状であります。

この公団の第二会社との関係においてなされた不正の数々は、この中に数えるにいとまがないほど多いのであります。たとえば、先ほどから言われておりますけれども、自然発火を過大に見積つて、廃棄炭として良質炭を拂ひ下げたり、また運賃においても、西日本石炭輸送株式会社は九州、山口炭の機帆船による輸送統制を行つて来たのでありますけれども、公団が設立され、機帆船が自由運航になつてから公団の第二会社として介入し、実質的な配炭権を握つて、西部地区の全機帆船会社を、代理店契約あるいは委託契約をもつて傘下に収め、独占的な支配を得て、これらからピンはねを行つた運賃で月約一億円という膨大な利益を得てしまつて、こうした第二会社に利益を得るために、運賃が特に高く見積られて決定されている。従来石炭は基本物資であるため、運賃より安かつたのであるけれども、これを一航海

一往路の運送だけだといふ理由で、運賃よりはるかに高い運賃を定めておるときも、二十三年六月の物価改訂のときも、運賃二倍に對し石炭は二・八倍の運賃価格が定められ、この価格決定にあたりまして公団は西日本に協力し、また二十四年二月ごろには、石炭庁で機帆船運賃が高過ぎるために三割引が安当であるという結論が出ていたが、何ら公団は努力しないばかりではなく、北部地区輸送の東北機帆船共同組合は、昨年初めから三割引でよいから輸送させてくれと陳情し、北方五社では三月からやつと二割引を実施しただけであります。しかも、運賃を安くするから石炭を運ばせてくれといふ中小機帆船業者の陳情は、西日本に對する独占価格擁護のために、すべてはねつけられていたのであります。

第二会社で最も露骨なのは石炭協会である。これはこぼれ炭を再び公団に売りつけておる。あるいはまた、やみ炭の寵兒となつていたのも、こぼれ炭であります。それから保險につきましても、先ほど民主主義の議員によつて言われましてから申しませんが、ともかく保險においても六億円という膨大な保險をかけて、それに対する拂ひもどしはわずかに七千万円未満といふような状態であるのであります。その他におきまして、こういういろいろな不正、あるいはまた欠斤と言われているものも、たとえば北海道の室蘭におきましては、公団の貯炭場業者の石炭がその上に積まれて、それが欠斤となつて現われておるのであります。

ところで現政府は——こうした不正と腐敗による公団の赤字の原因は公団組織そのものであつて、これは現政府の責任ではないといふがごとき無責任な放言を自由党の諸君は行つておりますが、このことは、実に現政府の行政担当の無能力を暴露する以外の何ものでもない。私どもは思つております。(拍手)現在各公団の不正と腐敗の原因は、あげてこの行政担当の無能力の証明にすぎないのであります。

しかも、不正と腐敗の原因をその組織にすりかへんとする意圖の裏に、もう一つ見のがすことのできないのは、本法案でも見られるように、まだどれだけの損失であるかわからないといううちから、推定によつて国民の血税から補填するといふのは、一体どういふ意味であるか。吉田内閣は、公務員に對する給料を實質的に引下げ、あるいは引揚者に対する定額援護、あるいは新制中学の建築費の補助、土地改良、中小商工業者の救済に必要な分の予算はなかなかお出しにならない。しかしながら、こうした赤字補填金、つまり一部階級の利益のためには推定で早々にお出しになる出づつりのよいところ、に、われわれは、解散のどきくさ、といふ疑いを持たざるを得ないのであります。(拍手)われわれとしては、解散各公団の不正こそ現内閣の腐敗の集中的表現であり、それは現在問題となつて五井産業あるいは金相哲事件等を審査委員会において取上げようとするところの自由党の本質を暴露するものであるといわざるを得ないのであります。(拍手)

わが党は、こうした不正と腐敗を今後全力をあげて徹底的に追究するとともに、本法案に對しては絶対反対するものであります。(拍手)
○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第二 旧軍港市転換法案(参議院提出)

○議長(幣原喜重郎君) 日程第二、旧軍港市転換法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事前尾繁三郎君。

旧軍港市転換法案 旧軍港市転換法

(目的)

第一條 この法律は、旧軍港市(横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。)を平和産業港灣都市に転換することにより、平和と日本実現の理想達成に寄與することを目的とする。

(計画及び事業)

第二條 前條の目的を達成するため旧軍港市を平和産業港灣都市にふさわしいように建設する計画(以下「旧軍港市転換計画」という。)(及びこれを実施する事業(以下「旧軍港市転換事業」という。))については、都市計画法(大正八年法律第三十六号)又は特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の適用があるものとする。

(事業の援助)

第三條 国及び地方公共団体の関係諸機関は、旧軍港市転換事業が第一條の目的に於て重要な意義をもつことを考え、その事業の促進と完成とにできる限りの援助を與えなければならない。

（特別の措置）

第四條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するため、旧軍港市の都市計画又は特別都市計画の区域内において有する旧軍用の土地、施設その他の財産（以下「旧軍用財産」という。）を、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第七十四号）の例により、処理することができ、この場合において同法第二條第一項及び第三條第一項の規定は、それぞれ第一号及び第二号のように変更するものとする。

一 旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設若しくは引揚者の寮の用に供するとき又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條に規定する学校の用に供するとき、当該公共団体又は学校の設置者に対して、時価の五割以内において減額した対価で譲渡することができる。

二 旧軍用財産を譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けた者が、売却代金又は交換差金を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、十年以内の延納の特約をすることができ、

2 前項に定める外、国は、旧軍用財産を旧軍港市転換計画の実現に寄與するように有効適切に処理しなければならない。

第五條 国は、旧軍港市転換事業の用に供するために必要があると認

める場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十八條に規定する制限にかかわらず、その事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し、普通財産を譲與しなければならぬ。

（審議会）

第六條 前二條に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲與に關し、その相手方、財産の範圍、譲渡価額、延納期限その他の重要事項について、大蔵大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大蔵省に旧軍港市国有財産処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員二十人でこれを組織する。

3 委員は、左にかかげる者をもつて充てる。

一 大蔵事務次官

二 建設事務次官

三 関係府県知事

四 旧軍港市の市長

五 大蔵省、通商産業省、運輸省、建設省及び経済安定本部の職員

六 学識経験のある者

七 前項第六号にかかげる委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、再任することゝなげない。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

7 委員は、非常勤とする。

8 第三項第三号、第四号及び第六

号にかかげる委員は、予算に定める金額の範囲内で旅費を受けるものとする。

9 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

10 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

11 この條に規定するものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

（報告）

第七條 旧軍港市転換事業の執行者は、その事業がすみやかに完成するように努め、六箇月ごとにその進行状況を建設大臣及び大蔵大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年一回国会に對し、旧軍港市転換事業の状況を報告しなければならない。

（市長及び住民の責務）

第八條 旧軍港市の市長は、その市の住民の協力及び関係諸機関の援助により、平和産業港灣都市を完成することに努め、不断の活動をしなければならない。

2 旧軍港市の住民は、前項の市長の活動に協力しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、旧軍港市のそれぞれの住民の投票に付するものとする。

3 前項の住民の投票において、その過半数の同意を得られなかつた

市があつたときは、その市は、旧軍港市のうちから除かれるものとする。

4 大蔵省設置法（昭和二十四年法

律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十三條第一項表中

国有財産調整 審議会	国有財産調整 審議会	旧軍港市国有 財産処理審議会
大蔵大臣の諮問に應じて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、所管の長から協議を受けた国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、各省各庁の管理する国有財産の用途の変更、用途の廃止、所管の長から協議を受けた国有財産の管理に關する重要な事項について調査審議すること。	大蔵大臣の諮問に應じて、旧軍港市転換法（昭和二十四年法律第二十五号）第六條第一項に定め、旧軍用財産の処理及び普通財産の譲與に關する重要な事項を調査審議すること。

改める。
5 特別職の職員の給與に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二十二号の次に次の一号を加える。
二十二の二 旧軍港市国有財産処理審議会委員
第九條中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

旧軍港市転換法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月七日
衆議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 幣原喜重郎殿

旧軍港市転換法案（参議院提出）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔前尾繁三郎君登壇〕

○前尾繁三郎君 たいだいま議題となり

ました旧軍港市転換法案について、大

蔵委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。
この法案は、旧軍港のあつた横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を平和産業港灣都市に転換し、恒久の平和を實現しようとする日本国民の意思を世界に明らかにするとともに、国有財産たる旧軍用財産等を広くこれに活用する道を開くために提案されたものであります。
この法案のおもなる点を申し上げますと、まず第一に、旧軍用財産は、公共団体において医療施設、社会事業施設もしくは引揚者の寮の用に供するときは、または学校教育法第一條に規定する学校の用に供するときは、当該公共団体または学校の設置者に対して時価の五割以内に減額した対価で譲渡することができ、かつ、もし当該財産の譲渡を受けた者が代金を一時に支拂うことが困難なる場合におきましては、確実な担保を徴し、利息を付して十年以内の延納の特約をすることができ、

ことといたしております。第二に、旧軍港市転換事業の用に供するために必要がある認められる場合においては、国はその事業の執行に要する費用を負担する公共団体に對し普通財産を譲與しなればならないことといたしてゐるのであります。第三に、旧軍用財産の処理及び普通財産の譲與に關し、その相手方、財産の範圍、譲渡価額、延納期限その他の主要事項について、大蔵大臣の諮問に應じてこれを調査審議するために、大蔵省に旧軍港市固有財産処理審議會を設置することといたしてゐるのであります。

以上が本法案の要点であります。この法案は、去る三月二十五日、本委員会に付託せられ、同二十八日、佐々木参議院議員より提案理由の説明を聴取し、三十日、三十一日の両日、建設委員会と連合審査会を開き、爾來数回にわたりまして、各委員より、旧軍用財産の使用状況、譲渡の場合時価の五割以内とした理由等について熱心なる質疑が行われたのでありますが、その詳細につきましては速記録に譲りたいと存じます。

次いで、昨四月十日討論に入りましたところ、宮原委員は自由党を代表して、本法案は平和を欲する旧軍港市民の平和的精神を具現するものであるとともに、失業、破産によつて自滅直前にある旧軍港市を社会的、経済的に更生せしめるものである旨を述べ、賛成の意を表せられ、竹村委員は共産党を代表して、第二條に都市計画法を適用するところ、都市計画法はかつて軍港都市建設を目的として立案されたものである、また審議会の構成に問題がある旨を述べて反対の意を表せられ、佐竹委員は社会党を代表して賛成の意を表せられ、宮腰委員は民主党を代表して、無償拂下げが適當である

と思うが、国有財産の譲渡については十分民主的に処理せられたいとの希望條件を付して賛成の意を述べられました。続いて採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 討論の通告があります。これを許します。砂間一良君。

〔砂間一良君登壇〕

○砂間一良君 私は、日本共産党を代表いたします。本法案に反対の意見を述べたものであります。

旧軍港市を転換して平和産業港都市を建設して行くという地元民諸君の平和を愛好する熱心なる要望に對しては満腔の敬意を表し、その趣旨に何ら反対するものではないのであります。しかし、今日の客観情勢のもとにおきましてこの法律を実施して行きますならば、この地元民諸君の要望とはまさに正反對の結果になる危険があるのであります。日本に軍事基地を建設する問題につきましては……

〔発言する者多し〕

○議長(幣原喜重郎君) 靜謐に願ひます。

○砂間一良君(続) 國境間におきましても、いろいろはげしい論議がなされておるのでありますが、最近のロンドン・エノニスト誌によりますと、日本に軍事基地を設ける米国の政策は、日本人の間に公然かつはげしい抗議を呼び起しつゝある、一方米国は、一切の意圖を隠そうとせず、日本における陸、海、空軍基地を保持しようとしてゐる、米国は横須賀軍港、重爆の飛行場四箇所及び少くとも四箇師団を宿營させるに足る兵營を拡張すべきだと考へてゐる、ということが報ぜられております。現に横須賀市におきましては、旧軍港用の土地二百六十一万坪のうち、その五七%に當る百五十万坪が接収されておるのであります。また旧軍用施設建物の総延べ面積六十八万坪のうち三十八万坪、五六%が接収されて、現に軍用の目的に使用されておるのであります。そして、横須賀の軍港施設は以前よりもはるかに増強されていると伝えられておるのであります。(拍手) こういう現状のもとにおきまして、またかかる客観情勢のもとにおきまして、横須賀だけ切り放して、また横須賀の残された部分だけをもちまして平和産業港都市を建設しようと言ひましても、そういうことが不可能であることは常識で判断しても明らかであります。(拍手)

横須賀を平和産業都市に転換するという名目のもとに都市計画法や特別都市計画法を適用するということになつておるのであります。この都市計画法や特別都市計画法は、かつて軍用都市を建設するためにつくられた法律であります。こういう法律を適用いたしますと、道路を拡張いたしましたり、あるいはいろいろな都市計画を実行いたしますと、そして実は新しい軍港都市を整備拡充して行くというものがこの法律のねらいであります。

またこの旧軍用財産の譲渡に關しまして、その相手方とか、財産の範圍、譲渡価額、延納期限等を審議するために旧軍港市固有財産処理審議會というものが設けられることになつております。この委員の構成を見ますと、委員二十人からなつておるのであります。これは徹頭徹尾天くどりの機構でありまして、何ら地元民の要望が反映されるような仕組みになつておらない。こういう審議會は、結局地方ボスと官僚に悪用されるだけあります。

もし軍用財産を拂ひ下げまして、これを医療施設とか社会事業施設、引揚者の寮とか学校、そういう公共施設に利用する、その場合におきましては五割以内で十年以内の延納を認めるといふことになつておりますが、しかし真にこういう平和の目的に利用するために拂ひ下げるのであるならば、何も五割とか四割とかの代償をとる必要はない、よろしく無償で拂ひ下げていただくべきだと思ふのであります。

こういう要望が旧軍港市の市民諸君の中から盛り上つて参りましたその原因を探索いたしますと、結局は市財政の窮乏といふこと、それから失業者が非常に多いといふこと、それから中小企業がまづたく商売がやつて行けないといふ、こういう大衆の生活の窮乏といふところから、これではどうもやつて行けないので何とか生きる道はないかといふ点からこういう要望輿論が起つて来たと思ふのであります。しかしこの要望を満たすためには、單に横須賀だけ、あるいは舞鶴だけ、呉や佐世保だけよくして行くといふことも、それはむづかしいこととす。そして、地方財政の窮乏といふことは、今日の自由党吉田内閣が中央へ全部の財源を吸ひ上げて、地方財政をまづたくやつて行けないようにしておる、この一般的な政策の特に顯著に現れたのがこういう旧軍港市に出たのであります。あるいは失業問題にいたしましても、重税の問題にいたしましても、こういう一般的な問題を解決することなくして、單に横須賀や呉、佐世保、舞鶴だけよくして行くといふことも、それはできない相談であります。

そういう理由からいたしまして、私どもは、旧軍港市の地元民諸君が真の平和産業都市を建設して行きたいというその要望に對しましては双手をあげて賛成するものであります。しかし、その根本をたださずして、ただこういう法律だけをつくつてみましても、それは何にもならない。今日の客観情勢のもとにおいて、また自由党吉田内閣のもとにおきましては、これは結局日本の軍事基地の強化、新しい軍港の整備拡充に利用されることになるおそれが多分にあるのでありますから、さういふ意味におきまして、日本共産党は本法案に絶對反対するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 岡延右エ門君。

〔岡延右エ門君登壇〕

○岡延右エ門君 私は、旧軍港市転換法案に對し、自由党を代表して賛成の意を表せんとするものであります。(拍手)

のであります。それにもかかわらず、これが全面的に使用を許されない理由は、連合各国が、この旧軍港施設を戦争目的にわが国が使用するおそれありとの危機の念を抱いているからであります。数箇月前、吳及び佐世保における作業が四分の一の程度に縮小されたことは、その間の消息を最も雄弁に物語るものであります。されば旧軍港市は、ここに百八十度の転回をもつて、一切戦争目的なきことを世界に宣言し、あわせて平和産業港灣都市への転換をなすゆえんを世界に宣明せんとするのが本法案の大理想でありまして、これ私が双手をあげて本案に賛成する第一の理由であります。(拍手)

次に、破壊されたスクラップの山と、転覆した艦船の残骸を朝な夕なながめる市民は、戦争の惨禍と無意義さをしみじみと味わつてゐるのであります。そこで、本法案の通過によつて平和と日本建設の大作進のうちに加はる喜びに胸をふるわせておるのでありますして、旧軍港市百万市民を奮起せしむるカンフル注射の役をなすものである。これが本案に賛成する第二の理由であります。

なお、厩大なる旧軍港施設が所轄官庁の管理そのよろしきを得ず、いたずらに雨ざらしになっている現状を地方自治体及び公共団体へ肩がわりする道を本法案によつて開いた点でありまして、これが本案に賛成する第三の理由であります。

さて共産党の砂間君は、共産党一流の猜疑心から、種々の難辭をつけて本法案に反対したが、去る三月十六日、横須賀における市民大会において、そこにおられるところの共産党の中西伊之助代議士は、数千の市民の面前において、本法案に賛成の演説をやつてお

る。(拍手)その日、横須賀地区委員会
は反対のビラを散布した。また舞鶴市
内には、これとは反対に賛成のビラが
張られている。なおまた本法案は、参
議院においては、委員会においても本
会議においても起立総議で可決された
のであるから、共産党議員も積極的
には反対しなかつたのであります。

さて、昨日の大蔵委員会においては、田島ひで君、竹村奈良一君がともどもにこの法案の趣旨には賛成であると前提して質問を行い、結局最後には竹村君は反対であると結論している。数日前、参議院において、反対の意思表示をしながら賛成の白票を投じて除名された議員があるが、精神分裂症状の点において、両者はよく似ておると言える。(拍手)

共産党は旧軍港市の平和産業港灣都市への転換法案に戸對したが、これはとりもなおさず、百万市民を見殺しにせんとするものである。されば共産黨員は、百万市民の恨みを貰つて旧軍港都市から一掃されることは明らかであつて、四つの都市は破壊者なき健全なる都市と化し、ここに清き明るき平和産業港灣都市が生れるという副産物まで得られたことは望外の幸である。

以上の理由によりまして、百万市民の多幸を念じつつ、本案に対して心から賛意を表する次第であります。(拍手)

○議長(常原喜重郎君) 前田榮之助君。

〔前田榮之助君登壇〕

○前田榮之助君 私は、ただいま議題となつております旧軍港市転換法案に對し、日本社会党を代表いたしまして賛成の意見を述べんとするものであります。(拍手)

旧軍港市であります横須賀、呉、佐

世保、舞鶴は、諸君も御承知のごとく、日本海軍の基地として、軍需産業の中心地として、敗戦の終戦まで約五十年間、地方の一豊漁村であつたものが、海軍軍部の独裁のもとに発展したのでありますが、その間、民間産業の地方への施設を禁じたために、海軍依存万能でその都市は発展し、終戦までには、大体において人口三十万ないし四十四、五十万という程度まで発展したのであります。しかるに、終戦とともにその海軍を失ひ、これらの四都市は、産業は根底から崩壊するに至つたのであります。今日その一例といつたしまして、呉市のごときは、大体人口が十九万にまで減じているのであります。そのうち失業者が二万というような、全国一の高率なる失業者を出してゐる。この事実をもつていたしまして、この四都市がいかに疲弊困憊のどん底に陥つてゐるかは想像するに余りあるのであります。

ことに日本国が、新憲法下、軍備の存在を許さない平和文化国家の建設に八千万国民が総力をあげて努力をいたさなければならぬ。今日、旧軍港市の平和産業都市に転換することは、最も時宜を得た緊要なことと存する次第であります。(拍手)なお現下の国際情勢において、占領軍治下のわが国に対して、連合国の一部において、いまなお日本に再軍備の疑念があるかのごとき報道をするものがあることを思いますれば、われら日本国民の最も遺憾とするところでありまして、かかる際に本法案の成立こそは、われらの最も念願とするところであります。

本法案の内容については、前半の第一條において、この軍都を転換していわゆる平和都市への宣言をいたしておるところに本法案の最も重要な点があるであります。第四條、第五條

において、法律第七十三号、同七十四号の制限の緩和を規定いたしましたので、その適用に關して、あるは一部において利権屋の介入のおそれありというような説をなす者がありますが、これは運営の面において、本法の第六條第六項の委員の任命については、至公至平、人格高潔なる硬骨の人材を配して、政府においてもこの法案の第一條の目的に沿うように努力されんことを希望するものであります。

日本社会党におきましては、この四都市の平和復興特別委員会というものを党内に設置いたしましたして法案実施をを党内外に設置いたしましたして法案実施を見守るとともに、本四市の復興に協力をお願いしたいと現在決定いたしておるのでございますから、何とぞ満場諸君の御賛成の上に本法案を成立さしていただくよう切に希望いたしまして、賛成の意見とする次第でございます。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) 北村徳太郎

〔北村徳太郎君登壇〕
○北村徳太郎君　ただいま上程になりました旧軍港市転換法案に対して、民主党を代表して賛成の意を表するものであります。（拍手）

すでに同僚議員たる自由党の岡君並びに日本社会党の前田君より詳細なる賛成の御意見がございまして、私はこれに多くを加える必要はないと思うのであります。この問題になつております四つの旧軍港都市は、元來軍の威力によつて、軍目的のために、一般の自然発生的な都市形成の歴史とは違つた、非常に不自然な形において成長して参りましたものでございまして、従つて軍が必要と見れば、軍の威力で人を集め、その設備を増大し、歴大な力を用いて今日まで軍が経営したのでございまして、従ひまして、先ほど共

が、それは半ば邪推と独断によるのであり、ますますけれども、そういうふうな邪推と独断から、いままお元軍港地であつたがために一般にそういう印象を與えておる。従つて、それ／＼の軍港市民は、すでに平和宣言をいたしまして、そういうものを全然拂拭することに努力しつつあるのであります。また一面においては、先ほだ共産黨の方も、四つの元軍港都市の市民が平和産業へ傾けてゐる熱意に対しては満腔の賛意を表すると言われたのであります。が、その通りでありまして、その満腔の賛意を表していただいたことを、より具体的に合法的にするためにこの法案が用ゐるのでございまして、従つてこのことに關しては、皆さんの十分なる御理解を願ひたいと思ふのであります。

簡単に申しますが、さきに申しましたように、特殊空襲の目的のために集められた人々、従つてその集められた人々の数は多いけれども、しかしながら、その施設と事業と、それらの重要な軍所有地に対しては納税の対策にならない。しかも多数の人が集められて、それらの人の子弟の教育、あるいはその文化施設、衛生施設等は都市においてまかなねばならぬ。従つて、そういうふうな軍の威力による特殊な制限を受けながら、軍港市民であるがゆえに、従来は元内務大臣の特別な許可を受けて、最高限度を超過して徴税をして、それでもなお経営ができなかつたというやうな実情があつたのでございます。それが、ひとたび終戦になりました、徹底的に破壊せられた人々として、そうして多数集められた人々は、ほとんどその日から失業状態になつておる。多数の失業者が町に氾濫し、町は焼かれ、その施設は赤さびの状態である。これをどうして平和的

に転用するかどうかという問題は、ひとり四軍港市の問題でなく、こういう施設が平和に、しかも日本の産業に有効に転用せられるという点を世界に明らかにすることは、今日日本の立場においてきわめて必要なのであります。(拍手) 従いまして、この法案が、このことにおいて世界に一つの平和宣言をするものである、かような意味において、どうか満場の諸君の御賛成を得たいと思ふのであります。

私は、以上簡単に理由を述べまして賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) この際一言いたします。先刻の岡君の発言中、委員会の発言と異なつておるから訂正されたいとの申入れがありますが、議長は事実及び速記録を取調べの上適当に処理いたします。

これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。(拍手) よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(幣原喜重郎君) 御報告いたすことがあります。議員丹羽彪吉君は昨日逝去せられました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。つきましては、同君に對し院議をもつて弔詞を贈呈いたしたいと思ひます。なお弔詞の文案は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(幣原喜重郎君) 御異議なしと認めます。よつてさう決定いたしました。

ここに議長の手元において起草した文案を朗読いたします。

衆議院ハ議員丹羽彪吉君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス
この弔詞の贈呈方は議長においてと

りはからいます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時八分散会

出席國務大臣
郵政大臣 小澤佐重喜君
電気通信大臣

出席政府委員
大藏政府次官 水田三喜男君

〔朗読を省略した報告〕
一、去る八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
裁判所職員等の定員に関する法律の一部を改正する法律
裁判所法等の一部を改正する法律
水路業務法
学校教育法の一部を改正する法律
図書館法

一、去る八日本院は証券取引委員会委員長に徳田昂平君を、同委員に島居庄藏君及び藤田國之助君を任命することに同意した旨参議院に通知した。
一、昨日幣原議長は、吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
(全国選挙管理委員会)
会事務局長 金丸 三郎
総務局長 石渡猪太郎
(同 管理課長)
(大臣官房総務課 富樫 総一
長)労働事務官
一、去る八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

運輸委員会
理事 岡村利右衛門君(理事岡村利右衛門君去る五日委員辞任につきその補欠)

建設委員会
理事 前田榮之助君(理事上林與市郎君去る七日委員辞任につきその補欠)

一、去る八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した、
人事委員
今村長太郎君 玉置 實君
地方行政委員
河原伊三郎君 川本 末治君
田中 孝君 淵上房太郎君
森下 孝君

大蔵委員
井上信貴男君 奥村又十郎君
藤井 平治君 田中 元君
厚生委員 寺本 齋君
農林委員 寺本 齋君
水産委員 福田 繁芳君
保利 茂君 池田正之輔君
通商産業委員 田中 啓一君
電気通信委員 瀧谷雄太郎君
滋谷雄太郎君

労働委員
長谷川四郎君 船越 弘君
経済安定委員 南 好雄君
議院運営委員 福田 篤泰君
図書館運営委員 椎熊 三郎君
一、去る八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員
藤井 平治君 河原伊三郎君
地方行政委員 王置 實君
寺本 齋君 船越 弘君
田中 元君 南 好雄君
大蔵委員 元君
中 啓一君 保利 茂君
今村長太郎君 森下 孝君
厚生委員 孝君

農林委員 田中 豊君
水産委員 奥村又十郎君
通商産業委員 長谷川四郎君
電気通信委員 瀧谷雄太郎君
池田正之輔君 井上信貴男君
福田 繁芳君

労働委員 川本 末治君
経済安定委員 淵上房太郎君
議院運営委員 今村 忠助君
図書館運営委員 北村徳太郎君
一、昨日水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 奥村又十郎君(理事保利茂君去る八日委員辞任につきその補欠)

一、去る九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
地方行政委員 寺本 齋君
農林委員 田中 豊君
一、昨日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 河原伊三郎君
地方行政委員 元君 玉置 實君
船越 弘君 南 好雄君
大蔵委員 中崎 敏君
宮原幸三郎君 森下 孝君
厚生委員 佐竹 新市君 中原 健次君
水産委員 新市君 宮崎 靖君
一、去る九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 田中 豊君
寺本 齋君
大蔵委員 中崎 敏君
宮原幸三郎君 森下 孝君
厚生委員 佐竹 新市君 中原 健次君
水産委員 新市君 宮崎 靖君
一、昨日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員 玉置 實君

地方行政委員 森下 孝君 河原伊三郎君
川本 末治君 淵上房太郎君
大蔵委員 宮崎 靖君 佐竹 新市君
厚生委員 田中 元君
水産委員 中崎 敏君 岡田 春夫君
労働委員 船越 弘君 中原 健次君
建設委員 宮原幸三郎君 南 好雄君
一、去る八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員 小野 孝君
一、去る八日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員 大森 玉木君
一、昨日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員 橋本登美三郎君
一、昨日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員 大橋 武夫君
一、去る八日内閣から提出した議案は次の通りである。

造林臨時措置法案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六二号)
造林臨時措置法案(内閣提出第一六〇号)
農林委員会 付託
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六二号) 労働委員会 付託

一、去る三月二十五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
鉄道建設促進に関する決議案

尾崎末吉君外四十三名
一、去る八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

漁港法案

建築士法案

一、去る八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

牧野法案

日本政府在外事務所設置法案

電気事業会社の米国対日援助見返資金等の借入金担保に関する法律案

株式の名義書換に関する法律案

貴金屬管理法案

放送法案

電波監理委員会設置法案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関監視署及び税関支署監視署の設置に関し承認を求めるの件

水路業務法案

一、去る八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

学校教育法の一部を改正する法律案

図書館法案

一、昨十日内閣から提出した議案は次の通りである。

関税法の一部を改正する法律案

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案

海上保安庁法の一部を改正する法律案

一、昨十日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

水産庁設置法の一部を改正する法律案

一、昨十日委員会に付託された議案は次の通りである。

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六四号)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)

以上三件 内閣委員会 付託

都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第四号)

地方行政委員会 付託

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六三号)

大蔵委員会 付託

一、昨十日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五号)(予)

内閣委員会 付託

一、去る八日提出した緊急質問は次の通りである。

伝染病治療にまつわる不正事件に関する緊急質問(岡良一君提出)

一、昨十日議員から提出した質問主意

書は次の通りである。
国家公務員共済組合金の値上げに関する質問主意書(土橋一吉君提出)

一、去る三月三十一日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田中元君提出齒科教育に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大澤嘉平治君提出依託運送貨物焼失の賠償責任に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岡田春夫君提出国設宿舍に関する質問に対する答弁書

(参照)

齒科教育に関する質問主意書

一 終戦後、齒科教育審議会が組織され、関係当局の指導下に齒科教育のあり方、設備、学科課程、教授陣容等につき、標準が立てられ、以来終戦後の齒科教育機関は右の規定された所に従ひ、鋭意整備に努めている。従つて政府は、將來その直轄学校において齒科教育を行う場合、この標準に拠り、設備その他の内容を整へべきものと思ふが、文部大臣の見解如何。

二 大阪大学は、その医学部に齒学科を新設し、これによつて齒科教育を行うとのことであるが、右の標準に従へば、どうしても学部を作らなければならない。又独立した教授会を持たないような組織では、眞の齒科教育を行うことはできないと思ふ。文部大臣は、これをいかに処置する考へか。

右質問する。

昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員田中元君提出齒科教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員田中元君提出齒科教育に関する質問に対する答弁書

一 公衆衛生の向上及び増進を図るためには、齒科教育機関を整備することは極めて大切なことと思ひます。

現在、齒科教育機関は總べて齒科教育審議会の定めた標準によつて鋭意整備に努めております。従つて將來、国立の大学において齒科教育を行う場合も、勿論お説の通り齒科教育の充実を図るためには、この標準により設備その他の内容を整へべきものであると考へます。

二 明年度より、大阪大学医学部に齒学科を設置するよう目下準備中でありますが、国家財政の見地よりいま直ちにこれを齒学部とすることは困難でありますので、今後学年進行に伴ひ漸次施設設備等を充実して完成したいと考へております。

右答弁する。

依託運送貨物焼失の賠償責任に関する質問主意書

栃木県足利市足利水産物荷受商業協同組合は、岩手県下閉伊郡大沢村山田湾内加工水産物集荷組合より購入せる配給する一、七五五匁(八十七万四千八百六十七匁五十匁)を、昭和二十三年十二月七日日本通運株式會社宮古支店陸中山田営業所に對し、山田駅より足利市同組合までの運送を依託した(運賃二万一千八百四十八匁五十匁支拂済み)ところが運送中同年十二月十五日塩釜港倉庫において倉庫の失火により右貨物を焼失したとの通知書を受けた。

右依託貨物焼失の損害賠償に關し、引受人たる日本通運は、同社には損害賠償の責任なく、栗林商船若しくは船舶運管会にありと主張し、爾來一箇年余に及ぶも責任の所在が明らかにならず、未解決のまま今日に至つてゐる。日本通運としては昭和二十四年十一月九日附同社營業部長名をもつて同組合に對し

一 右貨物は、船車連絡運輸にて栗林商船が取扱中(保管中)昭和二十三年十二月十五日同社塩釜港倉庫において焼失せしめたものなる故、日本通運には法的にも過失なく、賠償責任はない。

二 右に關し日本通運としては内地連絡運輸規則に基き、仙合鐵道局に請求したところ本事故は栗林商船において処理せしめるとの通知書により栗林商船に交渉せんとする、同商船においては當時倉庫の一部を使用中の船舶運管会と出火責任をめぐつて商談中であり、これが法的解決を見るまでは本事故は解決されない。との回答があつた。かくて今日に至るも賠償問題は解決されず、当事者たる足利市同組合は苦境に陥り重大事態に直面してゐる。

本件は、運輸事業の公共性、重要性にかんがみ單に当事者間の一問題に止まらず、國民大衆の問題であり、その影響するところ甚大であるから速やかに実情を調査し、賠償責任の所在を確定して適確な解決を図ることが監督官庁たる政府の責任と考へるが、本事件に關し政府の見解如何。右質問する。

昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員田中元君提出齒科教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員田中元君提出齒科教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和二十五年三月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員大澤嘉平治君提出依託運送貨物損失の賠償責任に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員大澤嘉平治君提出依託運送貨物損失の賠償責任に関する質問に対する答弁書

荷主に対して、通運事業者、運送事業者がいかなる義務を負うか、及び債務不履行の場合の損害賠償責任の問題は、事業の公共性の点から、重要な事項であるので、政府においては、通運事業法に基づき、通運約款を認可する際、これ等の事項を明確に規定させるよう措置している。又公衆の利便を阻害している事実があると認めるときは、通運約款の変更を命じ、或は事業の停止、免許の取消等の処分を行い、事業の適正なる運営を確保するため、努力している。

二 右政令実施の場合における新旧宿舎料の差額如何。
三 一般公務員にして宿舎を無料に利用しうる者の範囲如何。
四 昭和二十五年年度予算における国家公務員の給與ベースは六、三〇七円に据置かれているが、その住居費が値上げとなれば当然公務員の負担額は増加するが、政府はこの点を考慮に入れてあるか、その対策如何。
右質問する。

昭和二十五年三月三十一日
内閣総理大臣 吉田 茂
衆議院議長幣原喜重郎殿

衆議院議員岡田春夫君提出国設宿舎に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員岡田春夫君提出国設宿舎に関する質問に対する答弁書

御質問の事件についても事業監督上軽視すべからざる事件であるので、早速実状を調査したところ、仲々複雑な関係にあつて直ちに賠償責任の所在を確定することは困難であり、且つ賠償責任の所在は私法上の関係であるから、最終時には司法裁判所によつて賠償請求権確定の上、請求すべきものと考えられる。なお行政監督の面から事業者に不当な点があるか否か、更に実状を詳細に調査し、必要措置を講ずる所存である。

一 国家公務員のための国設宿舎に関する法律の施行に関する政令は、四月一日公布の予定である。その政令において「使用料の基準は審議会の議を経て、大蔵大臣が定める」ことになつてゐる。審議会を開き、具体的な使用料の基準の金額を決定するが、それに基いて個々の宿舎の使用料を徴収する時期は大体五月一日からの予定である。

二 従来使用料は、元金の八分より一割迄を制限とし適宜斟酌して取立」てることとなつており、各省各庁の長に一任されていてその金額は一定してゐなかつた。今回の政府においては、宿舎の使用料の基準は都道府県ごとに三

一の区域別（六大都市、その他の市及び町村）に定めることとし、公営住宅（地方公共団体が一般に賃貸する住宅）の使用料の、当該宿舎設置の年以前五年間（昭和二十四年度以前に設置された既存宿舎については昭和二十四年度以前五年間）の平均額の二倍とすることになつてゐる。従つて区域別使用料は異なるが、大体東京においては一坪当り月六十円程度、地方においてはそれより多少低額となると思はれる。

更に寮（各世帯ごとの炊事施設を有しない宿舎）及び損耗の程度著しい宿舎については減額し、又公用部分については控除することとなつてゐる。

三 無料宿舎の貸與を受ける公務員は、次の通り。
1 国立病院、警察署等政令に列挙する官署に勤務する者のうち、国民の生命財産の保護のための非常勤務に直接服することを必要とする職にある者。
2 通信施設に關連する非常勤務に直接服することを必要とする職にある者。
3 研究所又は国立大学内の研究機関に従事する者で、継続的に研究実験に従事することを必要とする職にある者。
4 へき地の官署又は特に隔離された官署に勤務する者。
5 官署の管理責任者で官署の構内に常時居住する必要がある者。

る公務員の住居費については、有料宿舎の使用料は、従来甚しく低額であつたが、国設宿舎に關する法律によつて合理的な使用料を徴収するよう変更したものであるが、このために、特に給與ベースの改訂を要する程、従前に比し著しく値上を行うことにならないものと考えてゐる。

但し公務員の実質賃金の向上に對しては各般の途を講じ善処したい。

右答弁する。

四 公務員のうち国設宿舎に居住する者。であるが、1から3までに掲げる職、4に掲げる官署、5に掲げる者は、審議会の議を経て大蔵大臣が指定することとなつてゐる。

衆議院會議錄第三十号中正誤		衆議院會議錄第三十二号中正誤	
頁段	行	頁段	行
六三	三 適當	六六	三 人口の問題
六三	三 適用	六六	三 人口問題
衆議院會議錄第三十一号中正誤		衆議院會議錄第三十三号中正誤	
頁段	行	頁段	行
六三	三 誤	六六	三 誤
六三	三 正	六六	三 正
衆議院會議錄第三十四号中正誤		衆議院會議錄第三十五号中正誤	
頁段	行	頁段	行
六三	三 誤	六六	三 誤
六三	三 正	六六	三 正

定価 一部 六円五十銭

送料実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段五三一
振替東京一九〇〇 官報課